

医療・介護関係事業者における
個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
(素案)

平成16年9月
厚生労働省

目次

I	本指針の趣旨、目的、基本的考え方	
1.	本指針の趣旨	1
2.	本指針の構成及び基本的考え方	1
3.	本指針の対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲	1
4.	本指針の対象となる「個人情報」の範囲	2
5.	大臣の権限行使との関係等	2
6.	医療・介護関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化	2
7.	個人情報が研究に活用される場合の取扱い	3
8.	他の法令等との関係	3
II	用語の定義	
1.	個人情報	4
2.	個人情報の匿名化	4
3.	個人情報データベース等	5
4.	本人の同意	5
III	医療・介護関係事業者の責務	
1.	利用目的の特定等（法第15条、第16条）	6
2.	利用目的の通知等（法第18条）	9
3.	個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 （法第17条、第19条）	11
4.	安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）	12
5.	個人データの第三者提供（法第23条）	16
6.	保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）	22
7.	本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）	24
8.	訂正及び利用停止（法第26条、第27条）	26
9.	開示等の求めに応じる手続及び手数料（法第29条、第30条）	28
10.	理由の説明、苦情処理（法第28条、第31条）	30
IV	指針の見直し等	
1.	必要に応じた見直し	31
2.	本指針を補完する事例集等の作成・公開	31
別表1	医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的	32
別表2	医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令に基づく場合）	34
別表3	医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等	37
別表4	医学研究分野における関連指針	40